



News 2月号 News 2月号

☆令和2年分確定申告提出期限☆

今年も確定申告の時期となりました。

2月2日、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、国税庁は、申告期限・納税の自動振替日を下記のように延長すると正式に発表しました。

○申告および納税期限

所得税及び復興特別所得税・消費税・贈与税
令和3年4月15日(木)

○自動振替日

所得税及び復興特別所得税
振替日：令和3年5月31日(月)
消費税及び地方消費税
振替日：令和3年5月24日(月)

☆令和2年分から適用される所得税の主な改正事項☆

①給与所得控除等から基礎控除へ振替えられました

給与所得控除及び公的年金等控除が10万円引き下げられ、基礎控除の控除額が10万円引き上げられました。所得税額には、影響がありません。

②給与所得控除が改正されました

給与収入が850万円を超える方の控除額が195万円に引き下げられました。

子育て世代等に配慮する観点から、23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族等を有する方には、負担増が生じない措置が講じられています。

③公的年金等控除が改正されました

公的年金等収入が、1,000万円を超える方の控除額に上限が設けられました。

公的年金等以外の所得金額が1,000万円を超える方の控除額が引き下げられました。

④基礎控除が改正されました

基礎控除が38万円から48万円に引き上げられるとともに、合計所得金額が2,400万円を超える方の控除額が引き下げられ、2,500万円を超える方の控除が廃止されました。

⑤青色申告特別控除が改正されました

65万円の青色申告特別控除の適用要件に「電子帳簿保存」又は「e-Taxによる電子申告」が追加されました。

当事務所では、電子申告をしていますので、65万円控除が受けられます。

改正点は、ほかにもあります。詳しくは、担当者までお問合せ下さい。

☆コラム(飯島のつぶやき) ☆

愛着と執着

経営において「愛着」と「執着」は違います。

自分の事業や商品、サービスに愛着を持つのは大事なことです。それって単なる執着、固執ですよ。それって商売人としては望ましくないのでは？

それらに愛着を持つのではなく、自分たちが大切にしたい「思い」に愛着を持つようにしませんか？

どの時代も、お客様が欲しがるものを買った人が伸びて、自分が売りたいものを買った人が衰退しています。

もちろん、自分が売りたいものが、お客様にとって欲しいものであれば、それにこしたことはありませんが…。

時代の流れに背を向けてはいけません。時代の流れに合わせる。変化しながら合わせる。それが生き抜くための知恵です。

だから、今年は変化成長できるすごくラッキーな年とも言えるのです。

売上を落とした人でお店のスタイルが変わった人、変えることができた人は、今後も同じように変えて時代の変化に合わせていくことができます。

こうやってお店の姿や形は変わりながらも、お客様を喜ばせたい、楽しいひと時を過ごしてほしいなどの自分たちが大切にしたい思い。これを変わずに大切に持ち続けながら商売をしていくことです。

これが今後、私たちが末長く商売を続けていくための秘訣なんだと思います。

3つの「とう」

「三つの“とう”」ってわかりますか？

闘病、投獄、倒産の“とう”だそうです。この3つのどれかを体験して復活すると、ありえないくらい心が強靱になって大成功するって言われているそうです。

俺は“闘病”のカードを手に入れた。どうだすごいぞ？そう言って、前向きになれる人が成功するんですね。(ピンチはチャンス！)

今月の一言

『失敗して利口になる』

挫折して強くなる

人生に無駄はないんだ』

今月から数回にわたり、荒了寛さん(僧、画家)の言葉を掲載させていただきます。

人生に無駄はないんだ！そう言われると、自分の過去を振り返ってみると、自信が湧いてきませんか？